

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のように公告する。

令和8年8月25日

東村山市長 渡部 尚

1 件 名	都市計画道路3・4・5号線 道路築造及び橋梁補修工事
2 業 種	一般土木工事
3 施 工 場 所	東村山市恩多町一丁目地内から五丁目地内まで
4 施 工 期 間	令和8年10月2日から令和9年3月31日
5 概 要	道路築造工事一式 補償代行工事一式 橋梁補修工事一式
6 予定価格(税込)	事後公表
7 単 体 ・ J V 区 分	単体
8 入 札 方 法	条件付き一般競争入札(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札)
9 入札参加資格条件	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、上記2の業種に登録があること。 (3)東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、<u>北多摩地区内に本店を有すること</u>(北多摩地区とは、武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市・昭島市・立川市・国立市・小平市・国分寺市・小金井市・府中市・三鷹市・武蔵野市・調布市・狛江市をいう。)又は東村山市内に支店、営業所を有すること。 (4)公告の日から入札までの間で、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けていないこと。 (5)上記2の業種において、東京電子自治体共同運営による共同格付 B を有し、過去7年度内(平成31年4月1日から公表日の前日まで)における官公庁発注工事で契約金額が1件当たり5千万円以上の実績があること。ただし、東村山市内に本店、支店等の契約権限を有する事業所がある者については、上記2の業種において共同格付がA、B又はCを有し、過去10年度内(平成28年4月1日から公表日の前日まで)における官公庁発注工事における契約金額が1件当たり2千万円以上の実績があること。 (6)建設業法の規定に基づき、対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を配置することができること。 (7)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。)にないこと。
10 申 請 方 法	電子入札システム(電子調達サービス)により「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出すること。 【添付書類】「一般競争入札参加資格確認申請書」に、資格条件で定めた契約実績の「契約件名」「請負金額」「発注者名」「契約日」「工期」が明記された書類(契約書の写し等)を添付すること。 また、監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」の表面・裏面、及び「監理技術者講習修了証」の写しを、主任技術者にあつては、「経歴届」を添付してください。 なお、落札後においては、当該予定技術者は、9(6)に該当する他の者に変更することができる。 (注) 1. 契約変更を行った実績の場合は、変更後の金額等がわかる書類(変更協議書等)も添付すること。 2. JV実績の場合は、構成員と出資比率が分かるもの(協定書の写し等)も添付すること。
11 申請書提出期間	令和8年8月25日(火)午後1時から令和8年9月1日(火)午後5時まで
12 申請結果の通知	令和8年9月8日(火)に電子入札システム(電子調達サービス)により、一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付します。
13 設計図書の配付	電子入札システム(電子調達サービス)の「発注図書等受領」より受領すること。 (受領可能期間)指名通知書を受領したときから入札書を提出するときまで
14 質 問 の 方 法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (質問期間)一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領したときから 令和8年9月14日(月)午前11時まで
15 回 答 の 方 法	電子入札システム(電子調達サービス)による。

	(回答供覧期間) 令和8年9月17日(木)午前11時までに回答予定
16 入 札 期 間	一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領したときから 令和8年9月30日(水) 午後1時30分
17 開 札 日 時	令和8年9月30日(水) 午後1時30分
18 開 札 場 所	電子入札システム(電子調達サービス)
19 入札執行回数	3回
20 最低入札参加者数	2者
21 落札者への通知	開札終了後、電子入札システム(電子調達サービス)により通知をする。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日に受付票を持参し総務契約課(市役所本庁舎3階)に来庁すること。ただし、別に指示があったときは、この限りでない。
22 入 札 の 無 効	(1) 9 に示した競争入札に参加する資格がない者が入札したとき。 (2) 申請内容に虚偽の記載があったとき。 (3) 工事請負等競争入札参加者心得(電子入札用)に違反した入札をしたとき。 (4) 指名を受けた後、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた者が入札したとき。
23 最低制限価格	予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲で設定(事後公表)
24 入 札 保 証 金	免除
25 契 約 保 証 金	契約金額の10%以上の納付を要する。
26 前 払 金	あり。(契約金額が20億円未満の場合は、当該契約金額の4割を超えない額(ただし、2億円を限度とする。))。契約金額が20億円以上の場合は、当該契約金額の1割を超えない額。)
27 中 間 前 払 金	あり。(契約金額が20億円未満の場合は、当該契約金額の2割を超えない額(ただし、1億円を限度とする。))。契約金額が20億円以上の場合は、当該契約金額の5分を超えない額。) ※部分払を行う場合は対象となりません。
28 部 分 払	あり。(回数は4回以内。ただし、契約金額の10分の9を限度とする。)
29 契約条項を示す場所	入札情報サービス(電子調達サービス)の「お知らせ情報(東村山市)」に掲載する。
30 そ の 他	(1) 契約締結までの間に東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。 (2) 入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。 (3) 必要に応じ、見積資料の提出を求めることがあります。また、この場合は、見積資料の総括表等は、情報公開の対象となります。 (4) 本件は電子契約(※)の対象となります。(※) 電子契約については以下 URL をご覧ください。 https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/gyozaisei/keiyaku/denshikeiyaku.html (5) 本件は東村山市公契約条例第8条第2項に規定する特定公契約の対象案件となりますので、契約締結後に労働条件報告書の提出が必要です。(※) 公契約条例については以下 URL をご覧ください。 https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/gyozaisei/keiyaku/koukeiyaku-jourei.html (6) 現場代理人を兼任可能とする工事は、契約金額がいずれも4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となりますが、市長が適当でないとした場合は、この限りではありません。

(問い合わせ先) 東村山市役所総務部契約課

電話 042-393-5111

内線 3160

【メールアドレス】 somu@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp